

平成 18 年 5 月 26 日
社団法人 日本監査役協会

「財務諸表の監査における不正への対応」(公開草案)について

公開草案によると、このたびの案は、国際会計基準（I S A）との調和化を図るため、I S Aを参考としつつも、我が国のガバナンスを反映し取締役会や監査役等を各社のガバナンスの形態・状況に応じて読み分けることを要請したほか、我が国のガバナンスやビジネスの実情に合わない記述や例示については、適宜変更・削除したとされている。

しかしながら、全体として、経営者、取締役会、監査役等の各会社機関の役割・機能・責任に関する言及が、会社法をはじめとするわが国の法制を正確に反映したものとなっておらず、I S Aが想定する諸外国における会社の機関構造と我が国のそれとの整合性が十分に確保されているとは言い難い。また、用語の使い方、定義（とくに「不正」の定義については、定義の中に定義語が用いられており難解である。）表現等についても、必ずしも我が国の実情を踏まえたものとなっていない。

貴協会の実務指針は、公認会計士監査の拠り所となる監査基準を構成するものであることは言うまでもない。実務指針が有する重要性にかんがみ、我が国の法制やコーポレート・ガバナンスの実態を十分に考慮し、かつ、それらに適合したものとなるよう、さらに検討されることを望みたい。

以 上